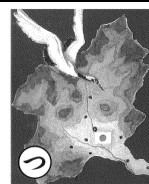




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年6月27日（金） 第10309号

目 次

ページ

規 則

- 群馬県道路監理員設置規則の一部を改正する規則（道路管理課） 2

告 示

- 保安林予定森林（森林保全課） 3
○河川区域変更による廃川敷地等（河川課） 3

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 4
○政治団体の異動事項 4
○政治団体の解散届出 5
○資金管理団体の指定の取消し等 5
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 6
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正 7

公安委員会規則

- 群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課） 7

入 札 公 告

- 一般競争入札の実施（産業技術センター） 2 2
○同（心臓血管センター） 2 4

■ 規則

群馬県道路監理員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十一号

群馬県道路監理員設置規則の一部を改正する規則

群馬県道路監理員設置規則（昭和三十三年群馬県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（任務）」を付する。

第三条を次のように改める。

（権限）

第三条 道路監理員は、法第七十一条第四項及び第五項に規定する権限を行うものとする。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。別記様式中「~~第七条~~」を「~~第六条~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第150号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和7年6月27日

群馬県知事 山 本 一 太

1 (1) 保安林予定森林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字岩下字漆貝戸1284、甲1289、乙1289、1290から1296まで、字西野久保2552から2554まで、甲2555、長野原町大字大津字二軒屋617、字櫛873の2、876の3、大字横壁字山根207、212から214まで、乙225、227の1、227の2、482から488まで

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

吾妻郡東吾妻町大字岩下字漆貝戸1284、甲1289、乙1289、1290から1296まで、長野原町大字大津字二軒屋617、字櫛873の2、876の3、大字横壁字山根207、212から214まで、乙225、227の1、227の2、482から488まで

(イ) その森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定林の所在場所 吾妻郡嬭恋村大字袋倉字東346の5

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第151号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部河川課及び群馬県沼田土木事務所において縦覧に供する。

令和7年6月27日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 河川の名称 利根川水系 一級河川利根川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和7年6月27日
- 3 廃川敷地等の位置 沼田市屋形原町字北原甲1426番、甲1426番先無番地
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 1435.29㎡

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年6月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部		届出年月日
立憲民主党群馬県第1区総支部	後藤克己	三森和也	前橋市総社町総社2905-5
	○		令和7年5月14日
立憲民主党群馬県第4区総支部	後藤克己	林恒徳	前橋市総社町総社2905-5
	○		令和7年5月14日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
井上けいこ後援会	井上景子	井上景子	佐波郡玉村町飯塚334-2
	令和7年5月15日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和7年6月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
群馬県警備業連盟	代表者の氏名	高橋直人	浦友治	令和7年 5月19日
群馬県商工連盟	主たる事務所の所在地	高崎市貝沢町1278-18	前橋市大友町2-12-5-605	令和7年 5月21日
	会計責任者の氏名	上山英人	坂庭秀	令和7年 5月21日
群馬司法書士政治連盟	代表者の氏名	石橋修	西川正	令和7年 5月26日
	会計責任者の氏名	西川正	小野祐輝	令和7年 5月26日
日本薬業政治連盟群馬県支部	代表者の氏名	近藤実	木村好二	令和7年 5月7日

◎群馬県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年6月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
石原優也後援会	石原優也	令和5年8月31日
尾身朝子後援会	尾身朝子	令和7年4月30日

◎群馬県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年6月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
石原優也	石原優也後援会	令和5年8月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年6月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,518
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 296,985
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,097
甘楽郡	5,855
吾妻郡	14,269
利根郡	8,669
佐波郡	9,829
邑楽郡	26,262
前橋市	91,291
高崎市	102,118
桐生市	29,148
伊勢崎市	55,580
太田市	58,517
沼田市	12,456
館林市	20,229
渋川市	20,731
藤岡市・多野郡	18,347
富岡市	12,761

安中市	15,549
みどり市	13,590

◎群馬県選挙管理委員会告示第44号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

表2の項中「アースケア前橋元総社の里 同 元総社町530-4」を「アースケア前橋元総社の里 同 寿楽園 同 元総社町530-4 荒牧町1154-2」に改める。

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

群馬県公安委員会委員長 竹内健

群馬県公安委員会規則第11号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「群馬県警察本部交通部交通規制課長」の次に「（以下「交通規制課長」という。）」を加え、同条第2項各号を次のように改める。

(1) 別表第1「駐車禁止」の規制の項第17号から第21号までに規定する車両に係る標章

ア 標章の交付を受けようとする者が、別表第1「駐車禁止」の規制の項第17号から第21号までに規定する者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

(2) 前号に規定する車両以外の車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面

イ 当該車両に係る用務を疎明する書面

第8条第1項中「連絡票（別記様式第3の5）」を「運転者の連絡先又は用務先を記載した書面」に改める。

第8条の2第1項中「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（再交付手続等）

第8条の2 第7条に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第1の2の再交付申請書により、交通規制課長又は住所地を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

2 第7条に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第1の3の記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、交通規制課長又は住所地为管轄する警察署長を経由して、速やかに公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第10条第2項中「（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）」を削る。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条の見出し中「標章」を「許可証」に改め、同条中「前条の標章」を「法第8条第3項に規定する許可証の交付を受けた者」に、「外部から見やすいように」を「当該許可証を車両の前面の見やすい箇所に」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（再交付手続）

第16条の2 法第8条第3項に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、警察署長に再交付を申請することができる。この場合において、再交付の申請手続については、新規申請の例によるものとする。

第17条第4号中「およそ不可能」を「困難」に改める。

第18条第4項中「及び別記様式第14の標章」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

第18条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、複数警察署の管轄区域内にまたがる場合は、申請書は1つの警察署に提出すれば足りる。

第19条第1項中「第18条第4項の規定による許可証及び標章」を「第18条第5項に規定する許可証」に改め、「携帯し、かつ、当該標章を」を削る。

第20条を次のように改める。

（再交付手続等）

第20条 第18条に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第13の2の申請書により警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

2 第18条に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第13の3の記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、速やかに警察署長に提出しなければならない。

第21条の見出しを「（廃棄）」に改め、同条中「第18条第4項の規定により標章及び」を「第18条第5項に規定する」に、「当該標章及び許可証」を「当該許可証」に、「（標章及び許可証）」を「（許可証）」に、「交付を受けた警察署長に返納しなければ」を「廃棄しなければ」に改め、同条第2号及び第3号中「標章及び許可証」を「許可証」に改める。

第33条の7第1項中「意見聴取書（甲）」を「許可に関する意見聴取書（甲）」に改め、同条第2項中「意見聴取書（乙）」を「許可に関する意見聴取書（乙）」に改め、同条に次の2項を加える。

3 法第75条の16第2項において準用する法第75条の13第2項の規定による公安委員会が行う意見の聴取は、別記様式第23の9の2の変更許可に関する意見聴取書（甲）により行うものとする。

4 総理府令第9条の23第2項において準用する総理府令第9条の22の規定により公安委員会が意見の聴取を

行う場合は、別記様式第23の9の3の変更許可に関する意見聴取書（乙）により行うものとする。

別表第1「駐車禁止」の規制の項に次の1号を加える。

- 23 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両で、公安委員会が交付した標章を掲出しているもの
- 別記様式第1を次のように改める。

[illegible]

別記様式第1の次に次の2様式を加える。

別記様式第1の2（規格A4）（第8条の2関係）

除外標章再交付申請書 年 月 日 群馬県公安委員会 宛て	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

別記様式第1の3（規格A4）（第8条の2関係）

除外標章記載事項変更届	
群馬県公安委員会 宛て 年 月 日	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

別記様式第3の5を削る。

別記様式第12を次のように改める。

別記様式第12 削除

別記様式第12の2を削る。

別記様式第13を次のように改める。

別記様式第13（規格A4）（第18条関係）

駐車許可申請書 年 月 日	
警察署長 宛て	
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間	
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所	
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

備考 申請者は太枠内を記入すること。

別記様式第13の次に次の2様式を加える。

別記様式第13の2（規格A4）（第20条関係）

駐車許可証再交付申請書 年 月 日 警察署長 宛て	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

別記様式第13の3（規格A4）（第20条関係）

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 宛て	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

別記様式第14を次のように改める。

別記様式第14 削除

別記様式第23の9の次に次の2様式を加える。

別記様式第23の9の2（規格A4）（第33の7関係）

群公委第	号	特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（甲） 殿 年 月 日 群馬県公安委員会 印 年 月 日、別添1（特定自動運行計画変更許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があったので、同法第75条の16第2項において準用する同法第75条の13第2項の規定に基づき、別添の書類を添えて意見を聴取します。 つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。 1 申請者の氏名又は名称 2 意見聴取の内容 一 特定自動運行用自動車が自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。 二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。 三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。
取扱者の氏名及び連絡先		

備考 不要な文字は、横線で消す。

別記様式第23の9の3（規格A4）（第33条の7関係）

群馬県公安委員会	第	号
特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（乙）		
殿		
年 月 日		
群馬県公安委員会 印		
年 月 日、別添１（特定自動運行計画変更許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第 75 条の 16 第 1 項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があったので、道路交通法施行規則第 9 条の 23 第 2 項において準用する同規則第 9 条の 22 の規定に基づき、別添の書類を添えて意見を聴取します。		
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。		
1 申請者の氏名又は名称		
2 意見聴取の内容		
取扱者の氏名及び連絡先		

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の群馬県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定による申請書は、改正後の群馬県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則の規定による別記様式第12若しくは別記様式第12の2又は別記様式第14の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、新規則第16条又は第19条第1項の規定による許可証に代わり掲出することができる。
- 4 この規則の施行の際現に交付されている旧規則別記様式第13の許可証は、当該許可証の有効期間が満了するまでの間は、新規則第18条第5項に規定する許可証とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年6月27日

群馬県立群馬産業技術センター所長 加 部 重 好

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 リニア飛行時間型質量分析計 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和8年2月27日（金）
- (4) 納入場所 群馬県立群馬産業技術センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年7月9日（水）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格申請を行い、同月23日（水）正

午までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立群馬産業技術センターへその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (7) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒379-2147 群馬県前橋市亀里町884番地1 群馬県立群馬産業技術センター 総務係 電話027-290-3030
- (2) 入札説明書の交付方法 群馬産業技術センターホームページに掲載する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和7年7月29日（火）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和7年7月23日（水）正午まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「リニア飛行時間型質量分析計入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年8月6日（水）午前10時 群馬県立群馬産業技術センター第2研修室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月5日（火）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立群馬産業技術センター所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「リニア飛行時間型質量分析計入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、契約担当者から交付される仕様書に基づく物品の製作仕様書（以下「製作仕様書等」という。）を作成し、これを令和7年7月23日（水）正午までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KABE Shigeyoshi, Director of Gunma Industrial Technology Center

(2) Nature and quantity of the services to be required: Linear Time-of-Flight Mass Spectrometer 1 set

(3) Fulfillment period: By February 27, 2026

(4) Fulfillment place: Gunma Industrial Technology Center (884-1 Kamesato-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan)

(5) Bidding deadline: Wednesday, August 6, 2025 at 10:00 a.m. (Tenders submitted by registered mail must be received by August 1, 2025, 5:00 p.m.)

(6) For further details, please contact: Gunma Industrial Technology Center, 884-1 Kamesato-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 379-2147, TEL 027-290-3030 (Japanese language Only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年6月27日

群馬県立心臓血管センター院長 内 藤 滋 人

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量 循環器用X線透視診断装置 一式

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和8年3月31日（火）

(4) 納入場所 群馬県立心臓血管センター

(5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年7月9日（水）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月29日（火）正午までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立心臓血管センター事務局経営課へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。）第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (9) 本件と同種の業務について実績があり、この公告に示した物品を納入できること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-0004 群馬県前橋市亀泉町甲3-12 群馬県立心臓血管センター事務局経営課 栗原 電話027-269-7455（代表） 電子メールshinzouse@pref.gunma.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付方法 令和7年6月27日（金）から同年7月18日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、電子メールに請求者氏名（法人の場合は法人名及び担当者名）、住所及び電話番号を記載し、上記(1)のメールアドレスあて送信すること。また、電子メールの到達を電話で確認すること。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和7年8月5日（火）までに入札参加資格確認通知書で通知する。
ア 申請書等の提出期限 令和7年7月29日（火）正午まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、

封筒に「循環器用X線透視診断装置入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年8月7日（木）午前10時 群馬県立心血管センター本館西別棟中会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月6日（水）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立心血管センター院長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「循環器用X線透視診断装置入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和7年7月29日（火）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: NAITO Shigeto, Director of the Gunma Prefectural Cardiovascular Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Cardiovascular X-ray Fluoroscopy Diagnostic System: 1 set
- (3) Delivery period: March 31, 2026
- (4) Delivery place: Gunma Prefectural Cardiovascular Center
- (5) Dates of issue for tender documents: Bidding explanation handbooks may be obtained from Friday, June 27, 2025 through Friday, July 18, 2025, from 9:00 a.m. to 12:00 a.m. and from 1:00 p.m. to 5:00 p.m., by e-mail noted below (8)
- (6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Tuesday, July 29, 2025 at 12:00 a.m.
- (7) Time-limit for tender: Thursday, August 7, 2025 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by Wednesday, August 6, 2025 at 5:00 p.m.)
- (8) Contact point for the notice: KURIHARA Shigeru, Management Office of Gunma Prefectural Cardiovascular Center, 3-12 Kou, Kameizumi-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-0004, Japan, TEL 027-269-7455(Japanese language only), e-mail shinzouse@pref.gunma.lg.jp

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
